

セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号）の認定申請案内

大和市 産業活性課

セーフティネット保証2号付き融資をご希望の場合、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 本店が市内にある法人 / 主たる事業所が市内にある個人事業者

認定要件 以下のいずれかの要件を満たすこと

- ①事業活動の制限を行っている事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の1か月間の売上高、販売数量等（以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上※1減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上※1減少することが見込まれる中小企業者
- ②事業活動の制限を行っている事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の1か月間の売上高、販売数量等（以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上※1減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上※1減少することが見込まれる中小企業者

※1 平成14年3月より、マイナス10%以上に緩和中です。

※2 認定申請書に記入する減少率は切り上げ、切り下げ等の端数処理が可能です。
（端数処理前の数値が20%以上の場合に限り）端数処理前が19.99%⇒不可

申請に必要な書類

【市所定の書式】は大和市 HP から取得できます。

大和市 セーフティネット保証

検索



<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/40/sangyo/kigyoushien/sonotashien/4235.html>

必要書類		備考
1	認定申請書【市所定の書式】	法人実印（個人事業者にあつては個人の実印）及び捨印をお願いします。
2	月別売上高等の推移【市所定の書式】	
3	<法人> 履歴事項全部証明書の写し <個人事業者> 直近の確定申告書及び青色申告書の写し	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの（概ね発行から3ヶ月以内）
4	対象期間の月別売上高等が確認できる書類	例) 売上台帳、試算表、決算書等（写し可） （売上高等が記載されているページを含む）
5	当該事業者との取引依存度を証明する書類	例) 売上台帳、仕入台帳、決算書等（写し可）

※認定申請書に記入した市内事業所の所在地が上記「3」の書類に記載されていない場合は、所在地を確認できる書類が別途必要です。詳しくはお問合せください。

注意事項

- ①認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。
- ②書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。
- ③認定の有効期間は、認定書発行日から起算して30日です。例) 4月15日認定→同年5月14日まで
提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135
受付時間 月～金(除祝日等) 8:30～11:50、13:00～17:00